

令和6年12月5日招集

令和6年第8回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第13号 専決処分について〔訴えの提起について（町営住宅建物明渡等請求事件）〕

報告第13号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 訴えの提起について〔町営住宅建物明渡等請求事件〕

令和6年12月5日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件について「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき
事項の指定について」の規定に基づき専決する。

記

訴えの提起について〔町営住宅建物明渡等請求事件〕

- 1 事件名 建物明渡等請求事件（2件）
- 2 原告 琴浦町
- 3 被告 町営住宅の入居契約者（2名）
及びそれぞれの連帯保証人（2名）
- 4 請求の要旨
 - ア 町営住宅の建物及びその土地の明渡
 - イ 滞納賃料及び賃料相当損害金の支払
 - ウ 訴訟費用の負担との判決並びに仮執行宣言を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子